宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年２月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　群馬県前橋市本町２丁目１番14号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

①合同会社A.P.12　②関整特事第155号　③代表社員　一般社団法人A.P.12　職務執行者　荒川和也　④東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号株式会社赤坂国際会計内　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号株式会社赤坂国際会計内　合同会社A.P.12　代表社員　一般社団法人A.P.12　職務執行者　荒川和也

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年２月20日　　東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保1224	株式会社ａｉＴＲＡＤＩＮＧ	国土交通大臣(1)9974	代表取締役 山本篤史	兵庫県神戸市中央区加納町４―８―17	2000万円
令７不保1225	株式会社フェザーホーム	北海道知事石狩(1)9099	代表取締役 千田侑也	北海道札幌市中央区南１条西27―１―29	1000万円
令７不保1226	不動産の藤	北海道知事石狩(1)9377	藤本勇樹	北海道恵庭市大町３―５―５	1000万円